

平成29年（2017年）6月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成29年6月6日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成29年6月6日（火）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量

（うち遅刻議員）

11番 奥村武生

（うち早退議員）

6 番	瀧本 攻	14番	平野隆久
-----	------	-----	------

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	中場 幹
会計管理者	玉津武幸	総務課長	濱田多実博
財政課長	上野和彦	危機管理課長	水谷法夫
企画課長	宮原俊也	税務課長	上村 毅
住民課長	上ノ坊健二	福祉保健課長	中村吉伸
環境管理課長	玉本真也	農林水産課長	武岡芳樹
商工観光課長	石倉充能	建設課長	植地俊文
水道課長	上野隆志	海山総合支所長	玉津裕一
教育長	村島赳郎	学校教育課長	宮本忠宜
生涯学習課長	井土 誠	監査委員	松永 剛

職務の為出席者

議会事務局長	脇 俊明	書 記	佐々木 猛
書 記	奥川賀夫	書 記	家倉義光

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

5番 太田哲生 6番 瀧本 攻 7番 近澤チヅル

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### **玉津充議長**

皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから、平成29年6月紀北町議会定例会を開会します。

---

### **玉津充議長**

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は13名でありまして、定足数に達しております。

また、11番 奥村武生君から通院のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

会期日程並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承ください。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

協議会事務局長。

### **脇俊明議会事務局長**

皆さん、おはようございます。

それでは、まず会期日程表から朗読させていただきます。

平成29年6月紀北町議会定例会会期日程表

日程第1日、6月6日、火曜日、9時30分、本会議、開会、議案上程、説明、質疑、委員会付託。一般質問の受付締切は、午後1時まででございます。

第2日、6月7日、水曜日、休会、常任委員会予定日。

第3日、6月8日、木曜日、休会、常任委員会予定日。

第4日、6月9日、金曜日、休会、常任委員会予備日。

第5日、6月10日、土曜日、休会、休日。

第6日、6月11日、日曜日、休会、休日。

第7日、6月12日、月曜日、休会、常任委員会予備日。

第8日、6月13日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第9日、6月14日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問。

第10日、6月15日、木曜日 9時30分、本会議、一般質問。

第11日、6月16日、金曜日、9時30分、本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会  
でございます。

続きまして、議事日程でございます。

平成29年6月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成29年6月6日（火曜日）午前9時30分開議

- |       |        |                              |
|-------|--------|------------------------------|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                   |
| 日程第2  |        | 会期の決定                        |
| 日程第3  |        | 諸般の報告                        |
| 日程第4  |        | 行政報告                         |
| 日程第5  | 議案第25号 | 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例        |
| 日程第6  | 議案第26号 | 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例   |
| 日程第7  | 議案第27号 | 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例        |
| 日程第8  | 議案第28号 | 専決処分の承認を求めることについて            |
| 日程第9  | 議案第29号 | 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について       |
| 日程第10 | 議案第30号 | 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結について   |
| 日程第11 | 議案第31号 | 紀北町道の路線変更について                |
| 日程第12 | 議案第32号 | 紀北町道の路線変更について                |
| 日程第13 | 議案第33号 | 紀北町道の路線変更について                |
| 日程第14 | 議案第34号 | 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）       |
| 日程第15 | 議案第35号 | 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について       |
| 日程第16 | 議案第36号 | 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結について |
| 日程第17 | 報告第1号  | 平成28年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について  |
| 日程第18 | 報告第2号  | 平成28年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について   |
- 以上でございます。

## 玉津充議長

これより、日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第 1

### 玉津充議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

5 番 太田哲生君

6 番 瀧本 攻君

のご両名を指名します。

---

## 日程第 2

### 玉津充議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 6 月 6 日から 6 月 16 日までの 11 日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 6 月 6 日から 6 月 16 日までの 11 日間とすることに決定しました。

---

## 日程第 3

### 玉津充議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る5月30日に議会運営委員会が開催され、6月定例会に係る運営等について協議が行われました。その確認等について、ご報告申し上げます。

まず、町長からの提出議案についてであります。本定例会において、提出され受理した案件は、第25号から第36号までの12件、報告案件が2件の合計14件となっております。

次に、6月定例会における一般質問についてであります。日程は3日間を予定しておりますが、通告書を締め切った時点で、一般質問の日程を調整させていただくこととなります。通告書の受付についてであります。本日、午前8時30分から受付を開始し、締切は午後1時までとなっております。

質問の内容については、具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみの要旨が記載されていない通告書は、受理しない場合もありますので、ご注意ください。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、普通会計の平成28年度2月・3月・4月分と、平成29年度4月分、水道事業会計の平成28年度2月・3月分と、平成29年度4月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会の開催についてであります。来月7月21日、金曜日、午前10時から紀北消防組合議会の開催。同日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催という連絡を受けております。組合議会議員におかれましては、出席くださいますようお願い申し上げます。

次に、慶弔関係であります。元紀北町議会議員の濱田武次さんが、3月28日にご逝去されました。濱田氏におかれましては、昭和61年の初当選から平成18年11月30日の任期満了に伴う引退までの5期20年、町議会議員として町の発展に多大なご尽力をされました。ご冥福をお祈りいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求めたところ、尾上町長はじめ、村島教育長、松永監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告します。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4

## 玉津充議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は、定例会の開催要請させていただきましたところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

早速でございますが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、平成28年度会計別決算の状況についてでございます。お手元に配付いたしました資料をご覧ください。

この度、平成28年度における各会計別の決算額及び繰越額が確定いたしましたので、ご報告を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算額が103億5,097万9,367円、歳出決算額が、97億8,767万7,724円、差引5億6,330万1,643円が繰越額となり、このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源2,612万5,742円を差し引いた実質収支は5億3,717万5,901円となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計の繰越額が1,830万8,088円、介護サービス事業特別会計の繰越額は1,189万6,717円、後期高齢者医療特別会計の繰越額は2,066万98円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入支出差引額が3,856万4,675円で、このうち消費税相当額の1,448万1,782円を差し引いた純利益は2,408万2,893円となりました。

資本的収支では、収入支出差引額が1億8,129万3,992円の不足となりましたが、この不足分を損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

以上、ご報告をいたしまして、6月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

## 玉津充議長

以上で、行政報告を終わります。

---

## 日程第5～日程第14

### 玉津充議長

お諮りします。

日程第5 議案第25号から、日程第14 議案第34号までの10件については、提案者から提案理由の説明並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

異議なしと認めます。

したがって、議案10件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それでは、最初に提案者から、一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程をいたしました、12件の議案のうち、最初に議案第25号から議案第34号までの10件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例であります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例であります。紀北町立此ヶ野教育集会所の老朽化により、新たに集会所として建築することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号 専決処分承認を求めることについてであります。地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、紀北町税



条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、同条第3項の規定により、議会にこれを報告し承認を求めるものでございます。

議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてであります。小型動力ポンプ付積載車の購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結についてであります。紀北町健康増進施設の利用者を送迎するためのマイクロバスの購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号 紀北町道の路線変更についてであります。三重県が管理する一般国道422号の区域変更により、一部が町に移管されることに伴い、町道赤羽大内山線の起点を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号 紀北町道の路線変更についてであります。町道大台1号線の区域変更に伴い、終点を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第33号 紀北町道の路線変更についてであります。町道白倉1号線の区域変更に伴い、終点を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,873万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,437万9,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

以上、10件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

#### **玉津充議長**

以上で、提案理由の説明を終わります。

続いて、各議案の内容説明を求めます。

議案第25号についての内容説明を求めます。

上ノ坊住民課長。

#### **上ノ坊健二住民課長**

それでは、議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。

議案書、1ページをご覧ください。

議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

この度の改正内容でございますが、国民健康保険料の軽減措置の拡充になります。

内容につきましては、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を26万5,000円から27万円に変更するとともに、2割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を48万円から49万円に変更するものでございます。

なお、国民健康保険料の算定につきましては、紀北町は4方式をとっておりまして、所得割、資産割、均等割、平等割の合計により各世帯の保険料を決定しております。

その保険料の算定において、所得の低い世帯については、均等割・平等割に対し、所得判定基準に応じて、7割・5割・2割の軽減をしており、今回の改正は、軽減措置のうち、5割軽減と2割軽減に対しての措置であります。

2ページは、改正文でございますが、この改正は、附則第1項のとおり、公布の日から施行し、本年4月1日から適用するものであります。

附則第2項につきましては、経過措置を定めたものでございます。

改正条文につきましては、3ページ、4ページの新旧対照表第34条の下線のとおりでございます。

以上で、議案第25号についての内容説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 玉津充議長

次に、議案第26号の内容説明を求めます。

水谷危機管理課長。

### 水谷法夫危機管理課長

それでは、議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の内容につきまして、説明をさせていただきます。

議案書の5ページをご覧ください。

議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

紀北町消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀北町条例第149号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

それでは、まず今回の改正の概要を説明させていただきます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令において、扶養親族のある場合における、補償基礎額の加算額は、一般職の職員の給与に関する法律で定める扶養手当支給額を日額換算したものと定められており、昨年11月に扶養手当の額の改正があり、本年3月に損害補償の基準を定める政令が改正されたことにより、本条例の一部を改正するものであります。

6ページ・7ページは、改正文であります。

改正内容につきましては、8ページからの新旧対照表で説明させていただきます。

まず、第5条第2項第1号と第2号は字句の整理であります。

第3項第1項は字句の整理と、次のページをお願いいたします。

第1号は配偶者に対する加算額を433円を333円に、第2号は22歳までの子に対する加算額を217円を267円に、配偶者の無い場合の367円を333円に、第3号から第6号は、孫、60歳以上の父母・祖父母、22歳までの弟妹、重度心身障害者の配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額を367円を300円に改正するものです。

旧条例で子及び孫とあるものを、第2号では子に限定し、第3号では新たに孫を追加するもので、1号が追加されたことに伴い、第3号以降を繰り下げるものです。

第4項は字句の整理であります。

ここで恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

今回の改正に係る附則の追加であります。

第1条は、施行期日で、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用するものであります。

第2条は、今回の改正を傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金について、適用するものであります。

第3条は、平成29年4月1日以降に、改正前の条例に基づき、22歳までの子について加算され、支給された損額補償は、改正後の条例の内払いとみなすものであります。

以上で、議案第26号の説明を終わらせていただきます。

### **玉津充議長**

次に、議案第27号の内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

### **井土誠生涯学習課長**

それでは、議案第27号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書の10ページをご覧ください。

議案第10号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

紀北町立教育集会所条例（平成17年紀北町条例第164号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

### **提案理由**

紀北町立此ヶ野教育集会所の老朽化により、新たに集会所として建築することに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

紀北町立此ヶ野教育集会所の老朽化により、地区集会所建設事業として本年度予算化され、地区集会所として建築いたします。建築に先立ち此ヶ野教育集会所を解体することに伴い本条例の一部を改正する必要性が生じたものでございます。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたしますので、12ページをご覧ください。

第2条の名称及び位置の別表でございます。

この別表から紀北町立此ヶ野集会所の項を削るものでございます。

なお、この条例の施行は、平成29年9月1日といたしております。

説明は、以上でございます。どうぞ、よろしく願いいたします。

#### **玉津充議長**

井土課長、訂正をお願いします。

#### **井土誠生涯学習課長**

すみません。先ほど、議案番号を第10号と申しましたが、議案第27号でございます。

訂正させていただきます。

#### **玉津充議長**

次に、議案第28号の内容説明を求めます。

上村税務課長。

#### **上村毅税務課長**

おはようございます。

それでは、議案第28号について、ご説明させていただきます。

議案書13ページをご覧ください。

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀北町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

14ページをお願いいたします。

専決第1号 専決処分書

紀北町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

平成29年3月31日

紀北町長 尾上壽一

説明にあたりましては、法令等の引用や条項等の削除による単に条文番号等の繰り上げ、字句訂正等で、改正内容に影響のないものにつきましては、説明を省略させていただく場合がございますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

25ページをご覧ください。

25ページ、第33条から30ページ中段、第50条までにつきましては、所得税法改正に伴う規定整備でございます。

続きまして、31ページから33ページをお願いいたします。

31ページ中段第63条の3から33ページ上段第74条の2におきましては、地方税法改正に伴う規定整備でございます。

次に33ページ下段、附則につきましては、肉用牛の売却に係る町民税の特例申請期間が、平成30年度から3年間延長されたことに伴う規定整備でございます。

次に34ページ下段、附則第10条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合につきましては、津波対策用に供する償却資産、再生可能エネルギー発電設備等の課税標準の特例割合を定めるものでございます。

次に38ページをお願いいたします。

附則第10条の3第10項、及び11項を追加するものでございます。

第10項につきましては、長期優良住宅においても、特定熱損失防止改修を行った場合の固定資産税の規定の整備でございます。

第11項におきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律改正に伴う、規定の整備でございます。

次に、39ページ下段から42ページをお願いいたします。

環境性能に優れた軽四輪自動車等の普及を促進するため、環境に配慮した軽四輪自動車を購入した場合、軽自動車税を減額する、軽自動車のグリーン化特例の適用期間が、平成29年度から2年間延長されたことに伴う改正でございます。

次に43ページをお願いいたします。第17条の2優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の町民税の課税特例の対象期間が、平成29年度から3年間延長されたことに伴う改正でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

## 玉津充議長

次に、議案第29号の内容の説明を求めます。

水谷危機管理課長。

## 水谷法夫危機管理課長

議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について、説明をさせていただきます。

議案書の47ページをご覧ください。

議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 小型動力ポンプ付積載車1台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 751万6,800円
- 4 契約の相手方 三重県伊勢市上地町2691番地  
三重保安商事株式会社  
代表取締役 松本隆幸

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町消防団海山方面隊第4分団島勝詰所に、配備する小型動力ポンプ付積載車の買い替えに伴い、備品購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第48号）第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

48ページ、資料をご覧ください。

本事業は、平成29年度小型動力ポンプ付積載車整備事業で、電源立地地域対策交付金を活用した事業であります。

まず、購入費に関しましては、契約金額が751万6,800円であります。この契約金額は、物品価格の696万円に8%の消費税55万6,800円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により3社の参加があり、最低価格を提示した三重保安商事株式会社が落札いたしました。

予定価格の766万8,000円に対する落札率は98.0%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、ベースとなる車両は、トヨタのトヨエース1台であります。

積載する小型動力ポンプは、トーハツのB-3級、1台、その他消防車両としての艀

装一式であります。

これらの内訳であります。シャーン等につきましては、Wキャブで4WD、ディーゼルエンジンで排気量は2,982cc、最大積載量は1トン、5速ミッションで、乗車定員は8名であります。

小型動力ポンプにつきましては、トーハツVF53ASで、ポンプの級別はB-3級、3気筒4ストローク水冷式で検定出力は22キロワット、電子制御燃料噴射式のオイルレス真空ポンプであります。

艀装・取付品等は、主なものといたしまして、レール引き出し式の小型動力ポンプ積載装置を備え、車体等の色は、メーカー塗装の消防色で錆止め処理を行い、ホース格納棚、赤色回転灯を設置し、電子サイレン、仕様書に記載の取付装置及び取付品、付属品を一式取り付けたものとなります。

納入期限は、平成30年1月31日であります。

49ページは参考資料であります。

この図面は、小型動力ポンプ付積載車の真上、左側面、後方、右側面の4つの方向からの立面図と、主な艀装及び付属品の設置予定などを示したイメージ図であります。番号の1番から45番は、その艀装・付属品等の設置予定位置を示しています。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。

### **玉津充議長**

次に、議案第30号の内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

### **井土誠生涯学習課長**

それでは、議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結について、ご説明させていただきます。

議案書の50ページをご覧ください。

議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結について

下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 マイクロバス1台購入
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 756万円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町相賀820番地1



有限会社山口自動車工業

取締役 山口公孝

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります。紀北町健康増進施設の利用者を送迎するためのマイクロバスについて、財産取得のため、備品購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第48号）第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なためであります。

51ページ、資料をご覧ください。

本事業は、平成29年度 社会体育施設整備事業で、合併特例債を活用した事業であります。

まず、購入に関しましては、契約金額が756万円であります。この契約金額は、物品価格の700万円に8%の消費税56万円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により2社の参加があり、最低価格を提示した、有限会社山口自動車工業が落札いたしました。予定価格の790万2,360円に対する落札率は94.8%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、日野リエッセⅡGX 1台であります。車両形式はSKG-XZB70MZRTTEYロングボデーで、マイクロバスとしての架装は一式であります。

これらの内訳であります。車両につきましては、乗車定員が29名（内乗務員1名）です。全長は6,990mm、全幅が2,080mm、全高2,635mmでございます。ディーゼルエンジンで排気量は4,009cc、6速ATであります。

架装につきましては、自動スイング扉、後面窓電熱ヒーター、カーナビ、バックカメラ、室内放送アンプ、傘立て、カーテン、サンバイザー、サイドバイザー、フロアマット、車両文字入れであります。

付属品は停止表示板が1セットであります。

納入期限は、平成29年10月27日でございます。

52ページは参考資料であります。

この資料は、日野リエッセⅡGXの前方から見た外観と、内装、架装の自動スイング扉、

電動補助ステップ付、寸法を表示いたしました外観図でございます。

以上で、議案第30号の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

### 玉津充議長

次に、議案第31号、第32号、第33号の内容の説明を求めます。

植地建設課長。

### 植地俊文建設課長

それでは、議案第31号 紀北町道の路線変更についてご説明させていただきます。

議案書53ページをお願いします。

議案第31号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

#### 記

1 路線名 町道赤羽大内山線

2 道路の区域、道路の区域につきましては、表の上段、旧の区域は、起点、紀北町島原字志子上通 735 番 6 地先、終点、紀北町島原字段 117 番 2 地先、幅員 3.0mから 11.8m、延長 1,648.3m。

表の下段、新区域は、起点 紀北町島原字久保り784番4地先、終点 紀北町島原字段 117番2地先、幅員3.0mから26.5m、延長1,955.8m。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

三重県が管理する一般国道422号の区域変更により一部が町に移管されることに伴い、町道赤羽大内山線の起点を変更する必要があるためでございます。

54ページの位置図をご覧ください。

路線名は、町道赤羽大内山線でございます。

位置図では、青色で、変更前の起点から終点、1,648.3mを示しており、赤色で変更後の新しい起点と延長した部分307.5mを示しております。また、黒色の破線は、バイパス計画の位置を示しております。

今回の路線変更につきましては、志子地区の一般国道422号バイパス工事を三重県が実

施するにあたり、県は原則として、バイパス工事区間の現道区間を、町道として認定されてから、バイパス工事に着手することとしているため、バイパス区間と並行する現道の一般国道422号の区間を、町道赤羽大内山線として、起点を変更し認定しようとするものでございます。

今回、起点を変更することにより、町道赤羽大内山線の延長が、1,648.3mから1,955.8mに、道路幅員が3.0mから11.8mが3.0mから26.5mに変更になるものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わります。

### 植地俊文建設課長

続きまして、議案第32号について、説明させていただきます。

議案書55ページをお願いします。

議案第32号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

#### 記

1 路線名 町道大台1号線

2 道路の区域、道路の区域につきましては、表の上段、旧の区域は、起点、紀北町船津字稲荷堂 2655 番地先、終点、大台町大杉字水越谷 462 番 1 地先、幅員 4.3mから 18.5m、延長 1 万 354.6m。

下の表の下段、新区域は、起点、紀北町船津字稲荷堂2655番地先、終点、紀北町船津字東山1977番28地先、幅員4.3mから18.5m、延長 1 万265.2m。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

町道大台1号線の区域変更に伴い、終点を変更する必要があるためでございます。

56ページの位置図をご覧ください。

路線名は、町道大台1号線でございます。

位置図では、青色で変更前の終点と変更区域の延長89.4mを示しており、赤色で変更後の新しい終点と、新しい区域の延長 1 万265.2mを示しております。

現在、当路線は、町道大台1号線として、町道大台線から千尋隧道を經由し、三重森林管理署が管理する、国有林に通じる延長 1 万354.6mを管理しております。

今回の路線変更につきましては、千尋隧道出口付近を町道の終点としておりましたが、トンネルを境に、三重森林管理署が管理する国有林林道と、紀北町が管理する町道となっていることから、今回、千尋隧道の管理の見直しを行い、トンネルの管理を三重森林管理署とすることから、終点をトンネル入口付近に変更し、認定しようとするものでございます。

今回、終点を変更することにより、町道大台1号線の延長が、1万354.6mから1万265.2mに変更になるものでございます。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

### 植地俊文建設課長

続きまして、議案第33号について、説明させていただきます。

議案書57ページをお願いします。

議案第33号 紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

#### 記

1 路線名 町道白倉1号線

2 道路の区域、道路の区域につきましては、表の上段、旧の区域は、起点、紀北町便ノ山字砂川原857番3地先、終点、紀北町相賀字光山1305番地先、幅員3.5mから11.6m、延長8,604.3m。

表の下段、新区域は、起点、紀北町便ノ山字砂川原857番3地先、終点、紀北町相賀字樫山1306番1地先、幅員3.5mから10.5m、延長4,202.0m。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

町道白倉1号線の区域変更に伴い、終点を変更する必要が生じたためでございます。

58ページの位置図をご覧ください。

路線名は、町道白倉1号線でございます。

位置図では、青色で変更前の終点と変更区域の延長4,402.3mを示しており、赤色で変更後の新しい終点と、新しい区域の延長4,202.0mを示しております。

現在、当路線は、町道白倉1号線として、中部電力株式会社が管理する、銚子川第2発

電所を經由し、三重森林管理署が管理する国有林に通じる、延長8,604.3mを管理しております。

今回の路線変更につきましては、道路利用者の現状を勘案しまして町道の終点を変更するものでございます。

道路利用者の現状といたしましては、銚子川第2発電所から先は、一般の方の利用が極端に少なく、主に三重森林管理署をはじめ、林業関係者が利用している状況でございます。

このようなことから、銚子川第2発電所から先を、三重森林管理署と町の林道として管理するものとし、町道といたしましては、終点を銚子川第2発電所付近に変更し、認定しようとするものでございます。

今回、終点を変更することにより、町道白倉1号線の延長が、8,604.3mから4,202.0mに、道路幅員が3.5mから11.6mが、3.5mから10.5mに変更になるものでございます。

以上で、議案第33号の説明を終わります。

どうぞよろしく申し上げます。

#### **玉津充議長**

次に、議案第34号の内容の説明を求めます。

上野財政課長。

#### **上野和彦財政課長**

それでは、議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）

平成29年度紀北町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,873万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億9,437万9,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で、歳入からご説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。

第13款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第1目・総務費補助金は、1,066万5,000円を増額し、1,236万3,000円とするものでございますが、地方創生推進交付金1,066万5,000円を新たに計上するもので、紀北町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた、地域再生法に基づく地方創生推進交付金事業に充当する交付金でございます。

第14款・県支出金、第2項・県補助金、第4目・農林水産業費補助金は、190万円を増額し、4億3,204万7,000円とするものでございますが、県単沿岸漁場整備事業費補助金190万円を新たに計上するもので、イセエビなどの増殖場を造成する県単沿岸漁場整備事業に充当する補助金でございます。

第16款、第1項ともに寄附金、第4目・農林水産業費寄附金は、60万円を増額し、160万円とするものでございますが、県単沿岸漁場整備事業に充当する寄附金でございます。

7 ページをご覧ください。

第17款・繰入金、第1項・基金繰入金、第1目・財政調整基金繰入金は、1,007万2,000円を増額し、8億962万7,000円とするものでございますが、今回の補正の所要財源とするため、財政調整基金より繰り入れるものでございます。

第19款・諸収入、第5項及び第6目・雑入は、550万円を増額し7,045万1,000円とするものでございますが、コミュニティ助成事業助成金250万円の増額は、社会教育費の文化振興事業の事業補助金に充当するもので、公共スポーツ施設等活性化助成金300万円は、社会体育施設整備事業の健康増進施設の備品等の整備に充当するものでございます。

次に、歳出予算をご説明させていただきます。

8 ページをご覧ください。

第2款・総務費、第1項・総務管理費、第6目・企画費は、444万8,000円を増額し、1億2,515万1,000円とするものでございますが、地方創生推進交付金事業の企画分を新たに計上するもので、このうち東紀州地域振興公社への事業負担金が285万4,000円で、これ以外の旅費や委託料など159万4,000円が、移住・交流の促進関係事業分でございます。

9 ページをご覧ください。

第3款・民生費、第3項・児童福祉費、第1目・児童福祉総務費は、402万6,000円を増額し、3,646万7,000円とするものでございますが、地方創生推進交付金事業の地域福祉分を新たに計上するもので、子どもの居場所づくりなどの子育て関係事業分でございます。

10ページをご覧ください。

第4款・衛生費、第1項・保健衛生費、第1目・保健衛生総務費は、50万8,000円を増額し、1億7,621万8,000円とするものでございますが、地方創生推進交付金事業の地域保健分を新たに計上するもので、子どもの健康増進などの子育て関係事業分でございます。

11ページをご覧ください。

第5款・農林水産業費、第3項・水産業費、第2目・水産業振興費は、490万6,000円を増額し、4,271万7,000円とするものでございますが、県単沿岸漁場整備事業490万6,000円を新たに計上するもので、イセエビなどの増殖場を造成する、築いそ設置の工事請負費でございます。

12ページをご覧ください。

第6款、第1項ともに商工費、第1目・商工総務費は、600万円を増額し、6,244万円とするものでございますが、地方創生推進交付金事業の商工分を新たに計上するもので、地域ブランドの育成、定着を図るための事業委託金でございます。

13ページをご覧ください。

第9款・教育費、第5項・社会教育費、第1目・社会教育総務費は、529万円を増額し、1億1,983万3,000円とするものでございますが、このうち文化振興事業250万円は、コミュニティ助成事業の助成金により、相賀神社八幡祭関船保存会による関船新規建造事業の費用の一部を支援する、事業補助金を新たに計上するものでございます。

地方創生推進交付金事業の社会教育分279万円は、地方創生推進交付金事業の社会教育分を新たに計上するもので、子ども向け自主文化事業など、子育て関係事業分でございます。

14ページをご覧ください。

同じく、教育費の第6項・保健体育費、第1目・保健体育総務費は、355万9,000円を増額し、1,326万5,000円とするものでございますが、地方創生推進交付金事業のスポーツ振興分を新たに計上するもので、スポーツ講演会やスポーツ大会など、子どもの健康増進関係事業分でございます。

第3目・体育施設費は、社会体育施設整備事業の健康増進施設の備品等の整備について、公共スポーツ施設等活性化助成金300万円の歳入充当による財源更正であります。

以上で、議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

**玉津充議長**

以上で、議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

---

**玉津充議長**

ここで、暫時休憩といたします。

10時45分まで休憩といたします。

(午前 10時 33分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 45分)

---

**玉津充議長**

これから、各議案に対する質疑に入りますが、質疑の回数は、議長が宣告した議題について3回以内となっております。

委員会での審査は十分できますので、自分が所属する委員会に付託される案件については、大筋の質疑にとどめていただき、詳細は委員会で行っていただくよう、ご配慮をお願いいたします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

---

**日程第5**

**玉津充議長**

日程第5 議案第25号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。



質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第6**

**玉津充議長**

次に、日程第6 議案第26号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第7**

**玉津充議長**

次に、日程第7 議案第27号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第8

### 玉津充議長

次に、日程第8 議案第28号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

28号、国の改正により地方自治法が、たくさん改正されましたが、それに伴う条例の改正であります。特に当町に影響する部分として、軽自動車税の税率の特例が、28年度1年間だったものが、2年間延長される条例の改正ということですが、28年度軽減された方、ちょうど自動車税の納期も終わっておりますが、実績がわかりましたら、お願いしたいと思います。

### 玉津充議長

上村毅税務課長。

### 上村毅税務課長

先ほどのお答えさせていただきます。軽自動車グリーン対象の台数ですが、平成29年度に課税させていただいた台数といたしまして、182台が対象となっております。

以上です。

### 玉津充議長

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

その182台が対象ということで、182台の方が、この制度が適用されたと理解してよろしいのでしょうか。それです、今回、それが2年延長されるんですけども、町民にとっては軽自動車税が軽くなるということで、2年間の延長をどのように、皆さんに通知される予定なのか、お聞きしたいと思います。

### 玉津充議長

上村毅税務課長。

### 上村毅税務課長

この議会終了後、できるだけ早く広報きほくとか、文字放送で周知のほうを図ってい

きたいと思っております。

以上です。

**玉津充議長**

質疑される方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第9**

**玉津充議長**

次に、日程第9 議案第29号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第10**

**玉津充議長**

次に、日程第10 議案第30号 紀北町健康増進施設マイクロバス購入契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第11

### 玉津充議長

次に、日程第11 議案第31号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第12

### 玉津充議長

次に、日程第12 議案第32号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

近澤チヅル君。

### 7番 近澤チヅル議員

議案32号の路線変更について、お尋ねいたします。

道路法が平成26年7月1日に施行規則が変わったために、今回の路線の変更ということですが、施行規則が具体的にどのように変わったために、この路線変更が行われるのか、お願いします、詳しい説明を。

### 玉津充議長

植地建設課長。

### 植地俊文建設課長

その路線変更に至った経緯なんですけど、先ほど説明したように、まずは町道大台1号

線は、三重森林管理署と併用協定を結ばせていただいている路線でありまして、現在の状況は、トンネルを境に、出口付近に終点があったんです。それで、その終点付近には、国有林となることから、ゲートが設置されています。

それで、一般の方の通行ができない状態でしたので、そこがまず1つの要因でございます。それで、先ほど議員さんおっしゃられた道路法の改正というのが、先ほどおっしゃられたように、平成26年7月に道路法の規則ですか、規則が施行されまして、5年に1度の近接目視により点検を行わなければならないと。

それで、紀北町の構造物といたしましては、トンネルと橋梁がその項目に入ります。

それで、その中で一般利用者の使用ができないトンネルの出口か入口かということで、三重森林管理署と協議しまして、点検とか、その補修に伴う費用もかかることから、トンネルの管理を森林管理署とすると。そして、トンネルの入口に町道としての終点を変更させていただくということで、今回、変更に至ったものでございます。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

三重森林管理署との協議を行ったということですが、両方で話し合っ、こういうことになったと思うんですが、スムーズにいったのか、そこら辺の、26年に改正されて、その前からということはないと思うんですが、お互いにスムーズに話が進んだのかどうか、相手のあることであるので、お尋ねします。

#### **玉津充議長**

植地建設課長。

#### **植地俊文建設課長**

三重森林管理署とはスムーズという言葉が適切かどうかはわかりませんが、お互いに納得をした中で、路線の変更をやりましょうと、それで、6月定例会議会に、今回あげさせてもらいました。

#### **玉津充議長**

近澤チヅル君。

#### **7番 近澤チヅル議員**

提出ということで、これが議決されたら、もうその日から施行されるということに理解してよろしいですね。

**玉津充議長**

植地建設課長。

**植地俊文建設課長**

おっしゃるとおり、これで議決いただきましたら、町民の方に告示をしまして、それで路線の変更として、告示をした後に、町道としては終点はここですよという周知をした後に、町道から外れるというんですか、変更するということになる経緯がございます。

**玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

**日程第13**

**玉津充議長**

次に、日程第13 議案第33号 紀北町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

**日程第14**

**玉津充議長**

次に、日程第14 議案第34号 平成29年度紀北町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

質疑については分割しませんので、歳入歳出についての質疑となります。

これより質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**玉津充議長**

以上で質疑を終わります。

---

**玉津充議長**

ここで暫時、休憩します。

11時5分まで休憩とします。

(午前 10時 56分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 05分)

---

**日程第15**

**玉津充議長**

次に、日程第15 議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

それでは、提案者から提案説明を求めます。

尾上町長。

**尾上壽一町長**

それでは、議案第35号の提案理由をご説明させていただきます。

議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定についてであります。紀北町健康増進施設の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第35号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課に説明をいたさせます。

なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

**玉津充議長**

その場で休憩といたします。

(午前 11時 07分)

---

**玉津充議長**

休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前 11時 10分)

---

**玉津充議長**

議案書に間違いがございませんので、先ほどの町長の提案説明は間違いございません。

失礼いたしました。

次に、内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

**井土誠生涯学習課長**

それでは、議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

議案書の59ページをご覧ください。

議案第35号 紀北町健康増進施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、紀北町健康増進施設の指定管理者を次のとおり指定する。

- 1 施設の名称 紀北町健康増進施設
- 2 指定管理者 所在地 紀北町引本浦289番地2  
名 称 特定非営利活動法人  
海山スイミングクラブ  
代表者 理事長 川端康樹
- 3 指定の期間 平成29年7月1日から



平成32年 3月31日まで

平成29年 6月 6日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町健康増進施設の供用開始に伴い、指定管理者を指定するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決が必要なため。

以上で、議案第35号の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

### 玉津充議長

これより質疑を行います。

質疑される方はありますか。

奥村武生君。

### 11番 奥村武生議員

1点だけお願いします。

今回は公募によらない指定管理者、指定しとるわけですが、平成32年4月1日以降ですね、公募を否定するものではないという考えでよろしいですね。もう随意契約でずっといくというわけではなしに、公募もあり得るということでよろしいんでしょう。それだけをちょっと押さえたかったんです。

### 玉津充議長

尾上町長。

### 尾上壽一町長

勿論、議員おっしゃるとおりでございまして、これも公募を前提として、まずスタートしました。そういう中で、詰めていく間で、こういう公募ではない方法をとらせていただくようになったんで、これからも公募ということ的前提をしながら、どうやっていくかということでございます。

### 玉津充議長

他に質疑される方はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

---

## 日程第16

### 玉津充議長

次に、日程第16 議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結についてを議題とします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

### 尾上壽一町長

それでは、議案第36号の提案理由をご説明させていただきます。

議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結についてであります  
が、紀北町健康増進施設に導入する筋力系トレーニング機器等の購入契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第36号につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課に説明をいたさせます。

なにとぞ慎重審議の上、ご可決賜われますよう、よろしくお願いを申し上げます。

### 玉津充議長

次に、内容説明を求めます。

井土生涯学習課長。

### 井土誠生涯学習課長

それでは、議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結についてご説明いたします。

議案書の60ページをご覧ください。

議案第36号 紀北町健康増進施設トレーニング機器購入契約の締結について、下記のとおり財産の取得のため備品購入契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 筋力系トレーニング機器、トレーニング用アジャスタブルベンチ、ダンベルセット、床面マット購入
- 2 契約の方法 一般競争入札

- 3 契約の金額 1,001万3,533円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町東長島56番地  
スポーツショップワールド  
代表 平野厚子

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

#### 提案理由

紀北町健康増進施設に導入する筋力系トレーニング機器について、財産取得のため、備品購入契約を締結するにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第48号）第3条の規定に基づき、議会の議決が必要なため。

61ページの資料をご覧ください。

本事業は、平成29年度 社会体育施設整備事業で、合併特例債を活用した事業であります。

まず、購入費に関しましては、契約金額が1,001万3,533円であります。この契約金額は、物品価格の927万1,790円に8%の消費税74万1,743円を加えたものであります。

入札は、一般競争入札により町内3社の参加があり、最低価格を提示した、スポーツショップワールドが落札しました。

予定価格の1,076万1,120円に対する落札率は93.1%であります。

次に、購入物品の概要であります。購入数量等につきましては、筋力系トレーニング機器15台、トレーニング用アジャスタブルベンチ2台、ダンベルセット各1セット、スポーツマット、92cm×92cm×1cmが27枚、ストレッチマット、2.5m×2.5m×2cmが2枚であります。

納入期限は、平成29年10月6日であります。

62ページは参考資料でございます。

この資料は、トレーニングルームの配置図でございます。

今回購入いたしましたのは、ページ右側の下部分にある筋力系エリアのトレーニング機器等で、ページ左の購入機器一覧より、S-1からS-11、F-1からF-7の機器及び青い色で2箇所着色させていただきました。スポーツマットとストレッチマットを配置した参考図でございます。

なお、右上にある有酸素系エリアの機器は、リースでの別途契約となりますので、今回の契約には含まれておりません。

以上で、議案第36号の説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

#### **玉津充議長**

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

ちゃんと手を挙げて発言してもらわんと、わかりませんので。

---

#### **玉津充議長**

次に、報告案件に入ります。

お諮りします。

2件の報告案件について、提案者から提案理由並びに内容説明を求めるため、一括して説明を求めることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、報告案件2件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることにします。

それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

#### **尾上壽一町長**

それでは、2件の報告案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

報告第1号 平成28年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。平成28年度紀北町一般会計補正予算(第4号)及び(第5号)でお認めいただきました、繰越明許費につきまして、総額2億3,504万2,742円を、平成29年度に繰り越しましたので、

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

報告第2号 平成28年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてであります。平成28年度紀北町水道事業会計予算につきまして、1,262万4,120円を平成29年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。

以上、2件の報告につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、報告第1号及び報告第2号の詳細につきましては、担当課に説明をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

### **玉津充議長**

続いて、各報告案件の内容の説明を求めます。

まず、報告第1号についての内容説明を求めます。

上野財政課長。

### **上野和彦財政課長**

それでは、報告第1号をご説明させていただきます。

議案書の63ページをご覧ください。

報告第1号 平成28年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成28年度紀北町一般会計補正予算（第4号）第2条及び平成28年度紀北町一般会計補正予算（第5号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、64ページの平成28年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書により、説明させていただきます。

この繰越明許費につきましては、昨年12月議会定例会の一般会計補正予算（第4号）及び本年3月議会定例会の一般会計補正予算（第5号）におきまして、繰り越しをお認めいただいたものでございますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成29年度に繰り越した歳出予算の経費について、繰越計算書を調製しましたので、報告するものでございます。

繰越計算書の款、項、事業名、1列飛ばして、翌年度繰越額の欄をご覧ください。

繰越明許費により、平成29年度に繰り越した事業は、第2款・総務費、第1項・総務管理費では、総合住民情報システム運営事業の136万7,000円でございます。

第3款・民生費、第1項・社会福祉費では、臨時福祉給付金給付事業（経済対策分）の8,513万2,000円でございます。

第5款・農林水産業費では、第1項・農業費の畜産施設等整備事業1,564万8,000円と、第2項・林業費の林道・治山関係事業646万8,591円と、第3項・水産業費の海岸保全施設整備事業9,135万円でございます。

第7款・土木費では、第3項・河川費の急傾斜地崩壊対策事業894万4,651円と、第4項・港湾費の港湾施設整備事業負担金609万2,900円でございます。

第9款・教育費、第5項・社会教育費では、海山区公民館管理運営事業の902万6,000円でございます。

第10款・災害復旧費、第2項・農林水産施設災害復旧費では、国補林道災害復旧事業の1,101万3,600円でございます。

以上、9事業を合計いたしますと、平成29年度への繰越額は、2億3,504万2,742円となり、その財源につきましては、未収入特定財源としまして、国県支出金の1億6,261万7,000円及び地方債の4,630万円で、一般財源は2,612万5,742円でございます。

以上で 報告第1号 平成28年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書について、説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

### **玉津充議長**

次に、報告第2号についての内容の説明を求めます。

上野水道課長。

### **上野隆志水道課長**

それでは、報告第2号につきまして、ご説明させていただきます。

議案書の65ページをご覧ください。

報告第2号 平成28年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用について

平成28年度紀北町水道事業会計予算を別紙繰越計算書のとおり繰越使用するので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成29年6月6日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、66ページをお願いします。

平成28年度紀北町水道事業会計予算繰越計算書により、ご説明いたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございまして、第1款・資本的支出、第1項・建設改良費の3つ事業を翌年度へ繰り越すものであります。

まず、道瀬地区配水管布設替工事（その2）につきましては、突発的な漏水発生により、対策に時間を要したため、234万9,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、汐見地区配水管布設替工事につきましても、突発的な漏水発生により、対策に時間を要したため、757万5,120円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、沖見低区配水池緊急遮断弁設置工事に伴う調査委託業務につきましては、平成28年度からの事業でありまして、現地の調査検討に時間を要したため、270万円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、ご報告申し上げ、報告第2号の内容説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いいたします。

#### **玉津充議長**

以上で、報告案件についての提案理由並びに内容説明を終わります。

---

### **日程第17**

#### **玉津充議長**

これから質疑を行います。

日程第17 報告第1号 平成28年度紀北町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

#### **玉津充議長**

以上で、質疑を終わります。

---

### **日程第18**

### 玉津充議長

次に、日程第18 報告第2号 平成28年度紀北町水道事業会計予算の繰越使用についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 玉津充議長

以上で、質疑を終わります。

これで本定例会に上程されました案件についての質疑が全て終了しました。

---

### 玉津充議長

ここで委員会付託表を配付するため、この場で暫時休憩とします。

委員会付託表を配付してください。

(午前 11時 30分)

---

### 玉津充議長

再開します。

(午前 11時 31分)

---

### 玉津充議長

ここで会議録署名議員を追加いたします。

7番 近澤チヅル君を指名いたします。

配付漏れはありませんか。

お諮りします。

本日、議題となっております案件については、会議規則第39条第1項の規定により、別紙委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。



(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**玉津充議長**

異議なしと認めます。

したがって、別紙、委員会付託表のとおり、各担当委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

なお、付託案件の審査については、明日の7日、水曜日は、総務産業常任委員会、8日、木曜日は、教育民生常任委員会の開催ということであります。開催時間は、いずれも9時30分からの開催となります。委員会の運営にあたっては、各委員長において取り計らいくださるようお願いいたします。

---

**玉津充議長**

本日はこれで散会とします。

(午前 11時 33分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 29年 9月 5日

紀北町議会議長 玉津 充

紀北町議会議員 太田哲生

紀北町議会議員 瀧本 攻

紀北町議会議員 近澤チヅル